

1 「菊陽町子ども医療費助成事業」の新規受託について

- (1) 菊陽町子ども医療費助成事業の公費負担者番号
「80.43.080.4」
- (2) 医療費助成事業の対象者
満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの者
ただし、1医療機関等における月の一部負担金が20,000円を超えた場合は対象外（償還払い）とする。
また、入院も対象外（償還払い）とする。
- (3) 自己負担
 - ① 0歳から4歳の誕生日までは「なし」
 - ② 4歳の誕生日の翌月から満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの者は、1月1保険医療機関毎に600円の自己負担（調剤薬局を除く）
- (4) 対象医療機関等
熊本県内の保険医療機関、調剤薬局及び訪問看護ステーション
- (5) 助成事業の委託開始時期
平成28年4月診療分から
- (6) その他
公費受給者番号は、すべて「2」で始まります。

2 「美里町こども医療費助成事業」の新規受託について

- (1) 美里町こども医療費助成事業の公費負担者番号
「80.43.151.3」
- (2) 医療費助成事業の対象者
満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者
ただし、入院・外来ごとに1医療機関等における月の一部負担金が、21,000円を超える場合は、対象外（償還払い）とする。
- (3) 自己負担
なし
- (4) 対象医療機関
熊本県内の保険医療機関、調剤薬局及び訪問看護ステーション
- (5) 助成事業の委託開始時期
平成28年4月診療分から

3 「荒尾市子ども医療費助成事業」の内容変更について

- (1) 荒尾市子ども医療費助成事業の公費負担者番号
「80.43.004.4」
- (2) 医療費助成事業における対象者（対象年齢）の拡大
変更前： 満9歳に達した日以後の最初の3月31日までの者
(小学3年まで)
↓
変更後： 満12歳に達した日以後の最初の3月31日までの者
(小学6年まで)
- (3) 自己負担
 - ① 満9歳（小学3年）に達する日以後の最初の3月31日までの者
「なし」
 - ② 満9歳に達した日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者（小学4年から小学6年）
「1月1保険医療機関・調剤薬局ごとに月500円までの自己負担」
- (4) 助成内容の変更時期
平成28年4月診療分から
- (5) 対象医療機関については変更ありません。

4 「水上村医療費助成事業」の内容変更（予定）について

- (1) 水上村医療費助成事業の公費負担者番号
「80.43.118.2」
- (2) 医療費助成事業の制度名の変更
変更前： 水上村乳幼児医療費助成事業
↓
変更後： 水上村子ども医療費助成事業
- (3) 医療費助成事業における対象者（対象年齢）の拡大
変更前： 満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの者
(中学3年まで)
↓
変更後： 満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者
(高校3年まで)
ただし、共済組合及び自衛官等に係る医療保険の者については、対象外とする。

(4) 助成内容等の変更時期

平成28年4月診療分から

(5) 上記以外（負担金及び対象医療機関等）に変更はありません。

水上村医療費助成事業に係る助成内容等の変更については、3月の議会において承認される予定となっておりますが、承認されない場合は速やかに連絡いたしますので、事前の準備をお願いいたします。

ご不明な点などがありましたら、支払基金管理課「山下」まで連絡していただきますようお願いいたします。

以上